

◆会員企業インタビュー◆

ボングー著作権法務行政書士事務所

堀越 総明 所長・行政書士



——「著作権」に特化した行政書士事務所というのは珍しいですね

もともと、2006年からボングーというクリエイティブコンテンツの企画会社を運営しています。若手アーティストとのネットワークを生かして、アートイベントの企画・運営、オリジナルアニメーションやキャラクターの制作などを手掛けています。

こういった事業は、著作権とは切っても切れない関係で、著作権の知識を持っていないととてもやっていけません。専門的に著作権に関する法律を習得して著作権のコンサルタントとして事業化しようと思い、11年に「ボングー著作権法務行政書士事務所」を新たに設立しました。法律的な側面だけでなく、クリエイティブ業界のことも熟知している上でサポートができる点は、他にはない強みだと思います。

——日本の「著作権」に関する意識は海外に比べて、高いのでしょうか

「著作権」の前提であるクリエイティブワークに対する意識は、欧米に比べれば、高いとはいえません。欧米では、クリエイティブワークの価値は高く評価されています。適正な報酬も支払われ、活躍の場も用意されています。こうした社会状況の中で、欧米では「著作権」に対しても高い意識が根付いているといえます。

一方、日本では、クリエイティブワークに対する意識同様に、「著作権」に対する意識も高くはありません。また、著作権について学ぶ機会もありませんでした。そのためか、日常生活の中で、著作権法違反とは知らずに平気で著作権侵害をしているケースが多く見受けられます。

——仕事をしている中で大切にしていることがあれば教えてください

やはり、クリエイティブコンテンツの企画事業、著作権コンサルタント業の両方に共通していえることですが「お客様の満足を実現するために一生懸命にやること」です。そのためには、「専門性」＝「特化できるもの」が必要だと思っています。こうして仕事をしていくことが結果として、お客様の満足を生み出し、またオンリーワンの存在になれるのだと考えています。